

指定廃棄物の長期管理施設の確保等を求める意見書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により高濃度の放射性物質を含む廃棄物や焼却灰等が発生した。放射性物質汚染対処特別措置法では、放射性セシウムの放射能濃度が1キログラム当たり8,000ベクレルを超過する指定廃棄物は、国が責任をもって処理するものとしているが、10年以上が経過しても943.92トンがクリーンセンター及び和名ヶ谷クリーンセンターにて一時保管され続けている。

こうした中、27年4月には、国から千葉県内の長期管理施設の詳細調査候補地が示されたものの、その後進展はなく、指定廃棄物の一時保管の解消への道筋が見通せない状況である。

本市において喫緊の課題であるクリーンセンター建設計画が進んでいる中で、現在も敷地内の仮設建物において一時保管されている焼却灰等の指定廃棄物の取り扱いが明確にされていないことは、地元住民の大きな不安要素となることはもとより、市政の推進に大きな障壁・課題となっている。

よって、本市議会は国に対し、市民の安全と安心を守る観点から逼迫した状況を十分に認識のうえ、速やかに指定廃棄物に係る問題に対処するよう下記事項について強く求めるものである。

記

- 1 国は早急に千葉県内1か所での集約管理の方針に基づき、指定廃棄物の長期管理施設を確保すること。
- 2 国は指定廃棄物の長期管理施設の確保における具体的な整備スケジュールを示すこと。
- 3 国は問題がこれ以上長期化しないよう、早急に指定廃棄物に係る実現可能な施策を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月25日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣 へ

環境大臣

衆議院議長

参議院議長